

○大学病院長選考委員会規程

平成30年6月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学病院組織規程第7条第1項に基づき設置する大学病院長選考委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学病院長（以下「病院長」という。）の選考に関する事項
- (2) その他、病院長の選考に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 理事 2名
- (2) 医学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学長が指名する大学病院副院長 1名
- (5) 大学病院看護部長
- (6) 医学及び医療に関し識見を有する学外の有識者 2名
- (7) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 前項第1号及び第6号の委員は、常任役員会が選出する。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(開催)

第5条 委員会は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

(議決)

第6条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは委員長の

決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、事務部管理課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。